

厚生常任委員会

平成14年5月20日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川 宜志子 ○西谷 剛周 中西 和夫
喜多 郁子 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

	助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹	総務部長 植村 哲男
住民生活部長 中井 克巳	福祉課長 野崎 一也
同課長補佐 寺田 良信	同課長補佐 植村 俊彦
健康推進課長 西田 哲也	同課長補佐 西梶 浩司
環境対策課長 清水 孝悦	同課長補佐 西川 肇
同課長補佐 栗本 公生	
住民課長 西谷 桂子	

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 おはようございます。
全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

(委員長あいさつ)

委員長 審査に入ります前に、今回人事異動がございましたので、その職員のご紹介と新規採用になられました方のご紹介をしていただきたいと思います。

(部長より職員の紹介)

委員長 それでは、町長のご挨拶をお受けいたします。町長

助 役 (助役あいさつ)

委員長 続きますして本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、中西委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、継続審査案件であります(仮称)総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 現在検討委員会の設立に向けまして、当時の委員会の組織でいいのか、また改めて組織を立ち上げていくのか、そういった事柄につきまして、当時の検討委員会の会長ともご相談させていただく中で、委員構成と審議していただく資料につきまして、会長との日程調整をさせていただいているところであります。調整がつきました段階におきまして、出きるだけ早い時期に具体的な施設計画の展開に向けまして、委員会でご検討いただく体制の中で取り組んでまいりたいと思ってお

ります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 先日シルバー人材センターの方が来られまして、町長に今ある福祉会館の跡地をシルバー人材センターの作業所として活用させてほしいというように申し込んでおると聞いたのですが、それで何とかその場所を確保していただけないかというような話があったのですが、事実はどうなのでしょう。また、町として跡地利用をどうするのか考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

住民生活 今委員からご指摘がありましたように、シルバー人材センターから部長 仮称総合福祉会館が整備され、あと今現在社会福祉協議会が入っておられます福祉会館の後が空けば、そのような形で人材センターの事務所並びに作業所的なものについて活用させていただきたいという要請の文書を町長宛に提出されて、福祉課の方でお預かりしているということでございます。

ただ跡地のことにつきましては、シルバー人材センターの方で活用していただくかどうかということにつきまして、まだ結論は至っておりません。跡地をどうするかというところまでも全体の中でも討議が進んでおらない状況です。そういうことも一つの選択肢になろうかと思いますが、それが必ずしもご要望に応えられるかどうか結論には至っていないということをご了解いただきたいと思います。

木田委員 それと、2月18日の委員会で、幸前の自治会として総合福祉会館の候補地としてあげてほしいと申し上げましたが、それから3カ月経っておりますが、その後幸前から候補地として申し出て来られた場所があるのか聞かせていただきたいと思います。

助 役 先ほどシルバー人材センターからの活動地といいますか、福祉会館

の仮称総合福祉会館ができた後の利用なのですが、要望として来ているということでございますので、部長が申しておりますように、結論には至っていない状況でございます。

次に、木田委員から先般の委員会におきましても、幸前地区に候補地があるということの意見がございました。それについては先ほど課長が申しましたように、検討委員会の設立について現委員長との協議中でございます。5月下旬を目途に委員会を設立するということを申し上げておいたわけですが、いろいろ問題がございまして、若干延びるようでございます。

従いまして、他の候補地の申し出については新たにここということとは現在委員からも出ておらないし、また自治会の方からここを候補地をお願いしたいという要望も私が聞いている限りではございません。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、6月議会提出予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、町長専決処分について承認を求めることについて（平成14年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

平成13年度におきまして、医療費に要した費用が歳入を上回る見込みでございますので、会計処理上平成14年度分より不足分を繰上充用をさせていただく必要があるということですので、専決処分をさせていただいてご承認を求める予定をしております。

なお、現段階での算定している金額については、約1000万円弱程度の歳入が不足しているのではないかと見込んでおります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木田委員 1000万円弱の繰上充用が必要ということなのですが、これは毎年このような状況になっているのか。それだったら、予算の時に間違っているのではないか。1000万の狂いがでてくるというのは予算の組み方にも何か差異があるのではないか。1000万円というのは大きいように思いますが、その点についてはどのように判断したらいいですか。

健康推進課長 国民健康保険につきましては11年度も2600万円程度の赤字を生じて赤字決算を打たせていただきました。その時にも繰上充用で処置させていただいたわけですが、12年度は黒字決算、13年度は今現時点での見込みで1000万円弱程度の赤字を見込んでおる状況でございます。財政状況におきましては、おっしゃっていただいておりますように、保健事業等の推進と、そして10月には医療費改正が若干出てまいります。15年度の医療費改正がなされるわけですが、現時点におきましてそういった推移を見る中で、なお不足する事態が生じた場合には、また税率の改正をお願いしなければならないときが来るかも分かりませんが、私たちといたしましては、そういった保健事業の充実を図りながら、また制度改正も取り入れた中での収支見込みを立てる中で、なお財源不足が生じる場合につきましては、税率改正をお願いすることになるかと思いますが、そういった時点におきましてはよろしくお願ひしたいと思いますので、現時点は推移を見守っていきたいということで、ご理解いただきたいと思ひます。

木田委員 1000万円の狂いが出てきたというところに、何か問題があるように思ひますが、予算の組み方にしてもきちつとは行かないと思ひますが、やはりできるだけそういう差異が出ないようにしていただきたい

い。繰上充用ができるからいいようなものであって、年度年度で処理をしていたら赤字が膨らんでいくばっかしと思う。何とか歯止めをとということで、いろんな検査とかは実施してもらっていますが、それでもなおかつ、こうして繰上充用しなければならないという事態になってきているということはこれから先も心配に思う。その点について何か手だてがないのか、その点についてどうですか。

健康推進
課長

委員おっしゃっていただいていますように、保健事業の充実がまず一番大事ではないかと言われております。保健事業につきましても、皆さん方が健康に対する関心を持っていただくということで、今健康いかるが21の策定に向けて努力していただいているところでございまして、町民の皆さんの意見を集約するという形で、部会という形で、意見を聞きながらそういった計画も周知していきたいと思えます。

また国民健康保険の実情でございしますが、今日の景気低迷のある中で、税収入の伸びがなかなか伸びないということでもございますので、そういったことも、先ほど言いましたことも踏まえた中で今後の見通しを図る中で、努力する中で最終的には財源がなお不足するという場合には税率の改正もしていかなければならない時期が来るのではないかと考えております。そういったいろんな事業を絡ました中で今後のシミュレーションをする中で、こういった方向にもっていったらいいのかということも当委員会の方にもご提案させていただいて、意見を聞く中で考えてまいりたいと思っております。

委員長

次に、平成14年度斑鳩町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進
課長

本会計につきましては、13年度におきまして、医療費に要しました費用が当該年度の医療費交付決定額より下回る見込みでございまして、超過交付金につきまして、翌年度会計より返還する必要がござ

いますので、14年度の老人保健特別会計の補正予算を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

現段階での見込みでございますが、約2500万円程度を返還する必要が生じると見込んでおりますので、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 以上これら予定議案については、6月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきたいと思います。

次に、各課報告事項として、(1)平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてのうち、当委員会に属するものについての説明を求めます。

なお、各課報告事項(2)にあります、平成13年3月議会で採択された昭和町自治会からの請願については、本補正予算と関連がございますので、併せて説明をお願いします。

環境対策課長 今般環境対策課から補正をお願いしますのは、去る平成13年3月議会に昭和町自治会から提出されました、し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所を求める請願書が採択されました経緯を踏まえ、議会の意見を尊重し検討を加え、昭和町自治会の住民の方々の願いに応えていこうという考えの中で、現在し尿処理場建設に伴い補償事業に取り組んでいる地区とも隣接し、支援を行うエリア内である。また、都市計画決定を行い、都市計画事業として施行する際の承諾が必要な500メートルの範囲内でもあるという考えから、補償事業として取り組むことといたしました。

用地取得のため、自治会役員と協議をしながら所有者の方と鋭意交

渉を重ねてまいりました。その結果、地権者の方から用地の協力が得られることとなりましたので、用地取得に要します経費につきまして6月議会に補正を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 補正予算を組まれるというのは納得できるのですが、今日こうして事前の委員会ということで、昭和町のどの地域に決まっているのか、その辺の地図を出してほしかった。この前言っておられた場所と違うらしいから、地図を出せるのであれば出していただきたいと思います。

住民生活 少してお時間をいただけましたら、直ぐにご提出させていただきたい
部長 と思います。

委員長 それでは準備をしてください。

西谷委員 前回昭和町からの請願について採択されたことについて、住民からいろいろ意見をお聞きしました。

その中で、住民の方から、なぜ25年も30年も経って補償という事業が出てくるのか。ということは、25年も30年も経って何もなかったから今まで置いてあったのではないかということをおっしゃいましたし、私の稲葉車瀬の自治会の臨時総会の時でもそういう話がありました。だから住民にとったら非常にわかりにくい、何でやという部分がある。

私もそういうことを受けて、今までこういう建設をするのだったら、住民に納得できるような形で推進してほしいということを再三言っていたわけですが、今回補正という形で出てきました。そこで、実際には町の補償として事業をするということは当然やということでしたら、当初から予算を組んですべきで、途中補正までしてやらんなんことなのかなと疑問に思います。

そこで、補正予算までして事業推進する理由は何かということをお尋ねしいたのと、それと今言われた都市計画事業をする中での500メートルの範囲内であるというところなんです、それでは補償事業ということについて町としての一定の定義を示していただきたい。

それと、今回のこの補償事業の事業主体はどこであるのか、この3点をお聞きしておきたい。

助 役

委員も言われましたように、昨年8月の厚生常任委員会で西谷委員が申し上げられておられましたが、この補償については、住民との理解が得られないような状況であり、その基本的な面を考えていくことが必要である。混乱を招かないためにもそういう措置をしていく。こういうことを言われておりました。

その時、私の方から答弁しているわけですが、私たちは議会が採択されたということ、これをまず尊重していくということを言っているわけでございます。しかし、釈然としない面があるとも言いました。釈然としない面があるとは、今言われたように、これを補償でもって行くということにしますと、十分に住民に対しての説明が必要であろうと、このように思います。そういうことを整備しておかなければならないと言ってまいりました。

その時に自治会と十分協議していく中で、適当な候補地が見つければそれを確保したいということも言っているわけです。従いまして、その適当な集会所の用地が確保できましたので、その所有者と協議する中で、2つ目に言われました、なぜ今補正予算をするのかということでございますが、所有者の中では早く取得してほしいという強い要望がございます。これを放っておくとすれば、この用地が流れるということもございますので、まず用地を確保しておきたいということで、今回補正予算の提出をさせていただくということのお願いをしております。

また、事業主体ということですが、用地の購入は町が実施いたします。事業主体云々ではなく、用地の確保を町が行うということでのご

理解を願いたいと思います。

これから建物そのものをどうするのかということを自治会と十分相談しながらやっていかなければならないと考えておるわけですが、現時点ではまず用地を確保しておきたいということで、早く所有者の方と協議の中、即対応しなければならないということで、今回補正予算を出させていただくということで、十分にご理解を願いたいと思います。

補償事業に対する定義ですが、補償といいますと、そのところに住んでおられる方々の受認の限度によるということを書いてまいりました。従って、いろいろな面で新しく補償するとした場合には、補償要求される自治会と十分協議しながら、受認の限度を越えるようなことになれば、また住民が不利益を被るようなことになれば町が補償していかなければならないのではないかと考えています。従って補償要求される自治会との協議の中でこの範囲が決まってくるのではないかと考えています。

西谷委員 補償の定義は受認の限度を越えた分については補償するという事なんですね。私も補償の定義というのは多分そういうことだと思います。ところが、そうなってくると、25年も30年も置いておいたということは、町としては一応500メートルの範囲内であっても住民からもそれについて、臭気がするとかそういうことは一切住民から申しでも何もなかったということは、客観的な事実だけを見る場合には地域の住民にとってはほとんど影響がなかったと言えるのではないかと思います。だから住民の方と話す中で言われるのはそういうことなのです。今まで25年も放っておいたということは、その地域の人にとっては何もし尿処理場の影響はなかったのだろうと、それなのになぜ今更するのかと言われまして、私もそれについて十分に答えられなかった。それが一人や二人でなくて、かなりその話を知っておられる方からそういう話が出ているので、その辺のところ住民の理解を得るためにはもう少し明快な説明がいる感じがする。だからそういう中で、片

方ではこの問題を分けるとしたら、補償という1つの問題と、それと町としてそういうコミュニティ施設をどうするのかという、そういう両方の整理をして初めてこういう事業ができると思う。そういう整理をしなければ住民の理解が得られないのではないかと思う。だから片方で補償という事業を進めるとしたら、片方で何で今更25年、30年ということも出てくるし、実質あの地域にかなり過密な笠町や昭和町という大きな地域の中で、公共施設としての集会所そのものがないということも事実だと思う。そうなってくると、その辺のところは町として補正してとにかくこの土地を確保するんだという前段の部分がもう少し行政として整理すべではないかと思うのですが、その辺のところ再度お尋ねしておきたい。

助 役

当初昭和町自治会の補償のエリアとかそういうことでなしに、神南と稲葉車瀬自治会に対しての補償ということで、今日までの間何ら昭和町からの補償に対しての意見がなかったということは、昭和町としても不利益が生じなかったのではないかということも、我々としてはあります。そういうことから、昭和町の方も補償を要求したいが言えなかったということもあるだろうと思いますし、この請願書の中にありますように、要望する術も知らずということを書いておるわけです。そういうこともあったのではないかと思います。町として考えますと、神南のエリアを考えた場合に竜田川と大和川の合流点のあの付近は昭和町の自治会にはまるわけでございますので、こうしたことを考える中で請願を出され、要望として出されてきたということであろうと思います。それを議会が採択された。これについて我々は尊重したということでございますから、そういうことを考えて、まず用地を確保するというところでございます。

従いまして、他の住民に説明を求められた場合は、今申し上げたような形で説明ができるのではないかと、私は思うわけです。従いまして、はじめは釈然としない面があるということを書いてまいりましたが、その釈然としないものにつきましては、先ほど申し上げましたよ

うに、他の住民から苦情等が合った場合、町としてはその地域を対象にすべきではないかという判断に立ったということで、住民に説明をして行きたいと思います。今も西谷委員がおっしゃいましたように、住民に説明を求められた場合にその答えを言えないということもあるだろうと思いますが、町としては住民が何らかの形でこの件で言ってこられた場合、そういう形で説明し、住民の方のご理解を願いたいとこのように思っております。

まず今日お願いしたいのは、この用地については確保しておかなければ、後に建築をしていこうということが住民の理解を得た中で進む場合、用地がないということになれば、建築に向かっても進んでいくことが出来ないから、まず土地の確保をしておきたいのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長 暫時休憩します。資料の配付を行います。

委員長 再開いたします。

西谷委員 今用地が示されたのですが、取得する用地の面積と坪単価をお示しいただきたい。

それと、助役さんはとりあえず用地が必要であると言われたのですが、建物については今後協議ということなのですが、私はそうでなく用地を買うときに、町としては、たとえば自治会の補償という形にするのか、それとも広域的に住民がみんな使ってもらう施設としてするのかという部分が、基本的な考え方が買う前に必要ではないかと思う。だからこういうことで用地が必要なんだという説明が要るのではないかと思うのです。その中では助役が言うように用地は確保するけれど建物は今後協議ということになるのだったら、私はちょっと事業の進め方が逆ではないかなと思う。先にこういう施設が住民にとって必要でありますと、そのために今用地を確保しますという説明が要るのではないかと思う。この点について再度説明をお願いします。

助 役 私が言いましたのは、これから箱物建築をしていくには、集会所ですから町単独ではできない。私たちはこのし尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書を議会が採択されましたそれを尊重しましょうということを言っているわけです。建物については今後自治会とも相談しながら適切な建築をしていこうと言っているわけです。後はどうするかは知らんということでもなしにそういうことを含めて、回り回ったような説明になるのですが、議会の採択を尊重するということをご理解願いたいと思います。

環境対策課長 位置図について説明いたします。物件の所在地は神南3丁目443-3で、取得予定面積は約130坪、買収単価は1坪36万円でございます。

木田委員 これが補償の始まりということで、今後その地域に入られた鳩水園の補償地域として、これからもこれだけには留まらないように感じますが、これについてこれだけに特定してやるべきなのか、今後出てきたらそれに対してやっていこうという意味があるのかどうか、その点確認したいと思う。

助 役 今度昭和町から出た要望につきましては、やはり自治会と十分協議しながら対応していかなければならないと思っております。この件につきましても十分対応してきたものでございます。従いまして、今後のことについては町は全てやるということではなしに、自治会に理解していただくものは理解していただいて、誠意をもって対応していきたいとこのように考えています。

木田委員 そしたら、これはこれでよろしいですが、他の地域との覚書きというものを交わしておられますが、それらについて昭和町と交わしていることがあるのかどうか。

助 役 昭和町との覚書書は交わしておりません。委員皆さんにお願いしているのはまず用地を確保したいということでございますので、今後箱物建築を行う流れになれば、自治会と協議して覚書書といたしますかそういうものを交わしていかなければならないと思っております。

西谷委員 覚書を交わしていないと言われたのですが、補償の定義というのは例えばこういう形で確かに出てきて、議会の総意を尊重してということで、その中では議員が満場一致で採択したわけですが、それはそれとしての議会の意思だと思う。ただ行政として、請願書の中には、そういう術も知らなかったということの中であつたとしても、今後行政としてこういう区域が仮に今言われている昭和町のこういう前例をつくったとしたら、次々と周辺の中で今まで覚書を今まで交わさなかったところからも覚書を交わさなければならぬような事態が起こるのではないかとということが予想される。そうなってきたら、行政として収集がつかんのやないかと思う。私が思ったのは請願として確かに行政は採択して実際その地域の方は今言われている500メートルの地域であるとしても、そうしたらその地域の要望を受けて、集会所がないということと言われるのであれば、それは少なくともその地域の要望を受けて、行政として昭和町も含めた地域の方々が利用できるような施設をつくるという考え方で、改めてこの地域を補償に入れるような区域にわざわざ認める必要はないのではないかと思う。逆に補償によって地域の集会所を建てるとということによって、昭和町の方はそれで納得されるとしても、町全体から見たら非常にわかりにくいような施策になるのではないか。

そしたら、町としてコミュニティ施設として、中央公民館、西・東があるけれど、それ以外にまだまだモーラしていく中でコミュニティ施設をやっていく、その中で昭和町の地区についてはこういう要望があつたので、そういう地域を含めて、たとえばやる順序を一番にするとか、そういう形で整理する方が行政としてはスムーズに行くのでは

ないかと素直に思うのですが、どうでしょうか。

助 役

西谷委員から心配していただいておりますが、先ほども申し上げていますように、他の地域の住民から、この件について説明を求めてくるようなことになれば、先ほど申し上げているような形でその住民に納得していただけるような適切な説明をしてまいりたいとこのように考えております。

西谷委員もおっしゃいますように、平成9年でしたか地域交流館という計画がされました。これにつきましても、福社会館の整備、また当初はいきいきの里もございました。そういうことも含めて凍結しようということになっているわけです。そういう構想は凍結しているものの、まだ中止したというものでないわけでございまして、今後そういうものについては、十分検討する中で進めてまいりたいとこのように思っております。

この件につきましては、西谷委員が心配していただけることはよく分かるんですが、町として住民から問い合わせがございましたら、またご意見がございましたら、十分ご理解していただけるような説明をしてまいりたいと思っております。

委員長

次に、(2)衛生処理場の継続に係る覚書きの締結及び平成14年度事業について並びにし尿処理場及び火葬場に係る平成14年度事業についての報告を求めます。

環境対策
課長

はじめに衛生処理場施設に伴う経緯及び地元協議結果などについてご報告申し上げます。

衛生処理場施設に関しましては、関係地区と安全で安定的な運営を行うなどの事項について、平成4年度に覚書きの締結を行っているところでありますが、当該覚書きの有効期間であります期限が10年、これが平成13年度末で終了いたしますことから、衛生処理場の存続につきまして関係する地区の方々と存続について協議を進めてまいりまし

た。その結果、衛生処理場の向こう10年間の存続について、関係地区住民の方々の温かいご理解とご協力によりまして承諾をいただき、覚書の締結につきましても、高安地区は昨年12月29日付で調印を終了、幸前地区及び高安西団地並びに高安睦自治会地区につきましては、平成14年3月29日付で調印が終了いたしました。関係地区のみなさま方の温かいご理解をいただきましたことにつきまして、感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

また、平成14年度の各地区からの補償要望事項についてであります。

(資料1により説明)

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

木田委員 町の努力によりまして地元との協議が整い、覚書を交わされたというところで喜んでおりますが、その内容について、今度の委員会の中でも結構ですので、覚書の内容を皆さん方に配布していただいて、その内容についても教えていただきたいと思えます。

それで事業としてこうして並べられたら数多くありますが、これは地元のためにも町も努力していただいているのはありがたいと思えますが、14年度の予算の形としてこうして出ていますが、これ全部消化できるのかどうか、やはりやろうという気持ちは十分に持っておられると思えますけれど、道路的な面についてすんなり行くのかどうかということが心配しますが、それらについて14年度内に全部できると理解してよろしいですか。

環境対策課長 地元と協議する中では、14年度でこれだけの事業が完了とすると予定しております。

西谷委員 高安睦自治会の集会所用地取得事業ですが、これは町で用地を取得するという考え方なのかどうか。それと面積と単価を教えてください

ますか。どの場所にこの用地を確保するのか位置図を資料として提出していただきたい。

環境対策課長 位置図につきましては次の委員会に提出させていただきますが、場所的には睦自治会の南側でございます。予定しております用地につきましては、約100坪で、単価につきましては今のところ確定になっておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

委員長 位置図は次回の委員会に提出していただくということで、さらに今後の結果などについても次の委員会にでもしていただけるとと思いますが、それでよろしいですか。

西谷委員 はい。
再度確認させていただきたいのですが、補償であるという集会所事業については、町が用地を買ってその地域に提供するという考え方でいいのでしょうか。

住民生活部長 この補償の関係に関しましては、町の方で用地を取得させていただくということで考えておりますが、もう一つ手法といたしましては、自治会の集会所建設事業としてのこういう考え方ももっておられる地域もあるかも知れませんので、それに対してましては今まで事業として取り組んできた中では地元負担の分を町が負担していくというような取り決めの仕方もあろうかと思っております。ですからその地域地域の考え方もあろうかと思っておりますので、その辺をご理解いただきたいと思っております。

西谷委員 行政として町が補償でやるときには、今の流れからしたら、少なくとも用地を買って建物を建てるということではしていると思う。そうなってくると、今言われている昭和町、あるいは高安睦・・・町が補償である時はそういう形であるというのは、それは1つのけじめではな

いのかなど。片方で今言われたら、町の補助金制度を使ってと言われて
いるのですが、その違いはなんですか。

住民生活 今委員が言われますように、補償として実施させていただく集会所
部長 の建設事業として実施させていただきまして、町の方で取得させてい
ただくということに、基本的な考え方に変わりはないわけですが、ただ申し上げたいのは、自治会で集会所を建てたいと、その地
元負担が生じてくる場合については、その地元負担を町の方で補償の
事業としての可能性を持っていただきたいというようなことがあります
ので、そういうことで申し上げたということでご理解いただきたい
と思います。

西谷委員 昭和町も高安陸も集会所がほしいということを言われているので
すね、補償でするのだったら、少なくとも高安陸も昭和町も同じ形です
べきではないのかと思う。片方だけ、どことは言いませんが地元で建
てたいと言われたら、その分町の補助制度を使って、その負担分だけ
やりますというところもあるし、それ以外の所だったら全部町がやる
と、その辺聞いていたらすごく不公平やないかと思う。

助 役 これは補償で集会所等を建設するわけであって、私が考えますのは、
その地域に対して補償を出すということですね。これはいずれ検討し
ていかなければならないと思うのですが、やはり地元施行がその地域
に対する補償となる。今現在やってきたのは町が買って町が建てる、
これは町の施設なのです。その地域の施設ではないのです。こうい
うことを考えますと一番ベターなやり方は、補償制度を活用して地元が
集会所を建てる、そしてその地域に対し裏負担を補償として考えてい
くことが良いのではないかと、これは町として整理していきたいと思
っております。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

次に、各課における行事予定ということで連絡事項があるようですので、ご報告をいただきたいと思います。

福祉課長 常日頃、委員みなさま方には住民生活部所管に係ります行事についてご参加ご出席賜っておりますところ厚くお礼申し上げます。

つきましては、5月から9月までの間で予定しております行事の日程につきましてご報告申し上げ、ご了承賜りたいと思います。

まず5月24日、午前10時から中央公民館におきまして、戦没者追悼式がございます。

6月23日日曜日、午前7時30分から町内河川周辺の7コースを清掃いたします斑鳩の里クリーンキャンペーンを実施いたします。なお、雨天の場合は30日に順延いたします。

次に、7月11日午後、1時30分より中央公民館におきまして差別をなくす町民集会を開催いたします。

次に、7月15日、身体障害者ふれあいの集いを予定いたしております。行き先につきましては、榛原町の美晴苑を予定いたしております。

次に、7月25日、一日里親会を実施いたします。行き先は大阪市の海遊館でございます。

次に、8月4日、5日の1泊2日をもちまして、心身障害者及び心身障害児ふれあいの集いを予定いたしております。行き先については長野県飯島町を予定いたしております。

次に、9月14日土曜日、15日日曜日の2日間かかるがホールにおいて、町制55周年を記念して、従来の福祉健康ふれあい祭り並びに敬老会、環境フェスティバルを統合いたしまして、名称として「愛と輝く夢フェスタ」として実行委員会形式で実施する予定でございます。

委員長 ただ今報告がございました。委員皆さんにはお忙しい中いろいろ行事の予定もあると思いますので報告していただきましたけれど、また

日が近づいてきましたら再度案内の方は出していただけるわけですね。一応日程的なものをご報告いただいておりますが、これらについて質問がございましたらお受けしときたいと思います。

(質疑なし)

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

喜多委員 以前から計画されてまして、交渉中の墓地の件なのですが、その後について教えていただけますか。

環境対策課長 白石畑墓地計画の進捗でございますが、前回の委員会報告後、4月9日白石畑自治会に出向きまして2月7日の説明会以後2回目の話し合いを持たせていただきました。

内容といたしましては、自治会として本格的な話し合いには至っていないが、墓地ができて白石畑に住民以外の方が見えると地元住民の方が遠慮しなければならないことも起こり得ると、墓地が来ると墓地用地以外の隣接地が開けなくなるということもございます。白石畑自治会といたしまして、直ぐに結果の出せるような内容のものでないということで、地元として時間をいただいてまとめていきたいという内容のものでございました。

町といたしましては、しばらくの間静観してまいりたいと思っております。

喜多委員 白石畑自治会がかなり硬直された形で内容に踏み込んでいけないというように理解したのですが、どの位の期間があれば説得できるのか。若しくは、もう白石畑に墓地を建設していくことについては不可能に

近いのか、その辺についてどのように思っておられるのでしょうか。

助 役

今清水課長が報告いたしましたとおりで、白石畑との交渉中でございます。いろいろ難しい面がございまして、なかなか返事をいただけないという状態でございます。いろいろ条件がございまして、非常に難しい中での判断をされているのではないかと考えております。

町といたしましては、あまり白石畑の方でこだわっていくということではなしに、一定の話し合いの中で、もしも白石畑の方からこれについてはだめだとおっしゃるのなら、諦めざるを得ないと考えております。

そうすれば次どうしていくかということが次の課題となると思うわけです。最近町としては積極的に墓地計画についての基本計画をまとめて取り組んでいこうということの体勢は持っておりますものの、竜の子霊園や他の墓地を見ますと、区画が相当余っておるように思います。そこらを十分に考えていかなければならないと違うかと。そうした段階に入っているように考えているところです。ただ町としては一定の基本構想を立てて、やはりそれに基づいた計画でまず進め、議会のご協力の中、またご理解の中で進めてまいりたいと考えております。当面は白石畑の計画を考えておりますが、あまり先送りしないような対応をしていきたいと考えております。

喜多委員

あまり白石畑にこだわって、長い間交渉して結局ダメという形になったときにどうするかということをお心配されていると思うのですが、今の時代といいますか、早くつくれという声と今から遅いという声を聞いているのです。だからその辺は大変難しい判断だと思っておりますが、ただ斑鳩町が計画した以上どう取り組んでいくのかということが住民に対して敵に回ることだろうと思っておりますので、なるべく白石畑との話し決着を付けていただきたいと、それでオーケーで前へ進んで計画がそこで設置されるようになれば、それは大変喜ばしいことなんですが、どうしてもそういったものを持ってくることについて白石畑の方

が拒否されているのであればあまり無理を言っても・・・それで白石畑がダメだったから他に持って行って、他の人たちがまた反対するという形にもなりかねない心配もありますけれども、十分に努力して目鼻をつけていただきたいとそのように要望しておきます。

助 役 今言われましたように早く白石畑と協議を進めてまいりたいと思っております。

この4月1日から墓地の許可は町が許可権者になりました。そういうことであちこちから墓地計画について問い合わせがございます。そこらを含めて考えてまいりたいと思います。

木田委員 家電リサイクル法が実施されてかなり日数も経っておりますが、今現在の状況についてと、奈良県のごみ広域化計画の進捗状況について、それから町村合併に関してですが、王寺と河合と上牧とか3町で焼却場の計画があるということも新聞で報道されていたと思いますが、それらについてもこの広域化と関連するのかどうか、町村合併となれば斑鳩町もそういうことに入っていくことになるのではないかと思いますけれど、どのような計画になっているのか。

それと他町に住んでおられる方が、斑鳩町の葬儀、大蓮さんに頼んで葬儀をされた場合に、郡山市かどこかの市であっても斑鳩町の火葬場で火葬してもらえるのかどうか。グランドホテルの場合はしてもらえないというような聞き方をしておりますが、その点について。

それと県なり民間なりのいろいろ老人ホーム的な施設がたくさんありますが、そこへ年金を持って行って、そこで作業をするような施設が県内にあるのかどうか。何かしらの収入が得られるような施設、それが公営であるのか民間であるのか。以上4点について教えていただきたい。

環境対策 家電4品目の関係ですが、13年度の家電4品目不法投棄集計とい課長 たしまして、合計で25件ございます。その内エアコンは1件、テレ

ビ12件、冷蔵庫3件、洗濯機9件でございます。

それと、ごみ処理広域化の問題については、先の3月26日にワーキング部会が開かれました。その中では案件といたしまして、ごみ処理の減量等の把握ということとか、今後の課題等について協議されております。今回の内容につきましては、協力体制づくりに努めてもらえるような話と各町が持っている現状についての報告、それとブロック全体の方向性をどのように見いだしていこうか等について話し合いが持たれているところでございます。

それと火葬場の関係ですが、条例等に載っておりますとおり、通常一般的には町外につきましては、笠目以外については緊急性を要しない限りはダメだということでございます。

助 役

町村合併のことでございますが、河合、上牧、王寺によってされておるのは、火葬場の整備だったのではないかとこのように思います。先般王寺の助役とも話した中で聞いておりましたが、この件については市町村合併に関係なく3町で計画されておられるもので、我々はそれをどうとか言うことはできないと思っております。

市町村合併については、私が助役会7町の代表を務めている関係から市町村合併研究会の設置について何らかの形で行うよう、王寺町の助役、河合町の助役とも協議を行っておりますが、研究会の設置等が進んでいないのが状況であります。斑鳩町が太鼓たたいても他の町が踊ってくれなければなりません。私どもといたしましても、本町の議会が市町村合併調査研究特別委員会を設置された以上、私としても市町村合併に対し最善の努力をしてまいりたいと考えております。

福祉課長

老人ホーム等で軽作業されるような所、そこで収入を得るようなところがあるかということですが、今のところ私の方では聞き及んでおりませんので、そういった情報等がありましたら次回の委員会でもご報告させていただきます。

木田委員 私焼却場と火葬場と間違っていたようです。だから広域の件とはまた違いますので訂正していただきたいと思います。

喜多委員 ごみ袋なのですが、つい最近会合に招かれましてお話を聞かせていただいたのですが、斑鳩町のごみ袋は薄くなったのではないかという指摘がございました。すぐに破れやすいと、詰め方の容量もあるかと思いますが、私は薄くなったような実感がなかったので少しお答えに困ったのですが、ただ質が落ちたのではないかという心配をしたのですが、そういう指摘は他にないのか。それとごみ袋の質は落ちていないのか実情はわかりますか。

環境対策課長 去年までは水酸化アルミニウム入りのビニールでございまして、硬質のもので、それが本年度から柔らかいものに変えさせていただきました。といいますのは硬質のものはサット裂けるという声がありましたので、業者と協議する中で少し柔らかめのものを14年度から採用いたしております。問題は今の段階では聞いておりません。

喜多委員 硬質から柔らかいものに変更したということですが、そうすると以前のものの方が破れやすかったのでしょうか。破れやすいというのはどこからきているのでしょうか。

環境対策課長 通常ごみ袋は45リットル入りなんですけど、一般的に平均を取って約5キロぐらい入れてもらうという形になっているのですが、かなりの量を現実的には入れておられます。だから硬質につきましては袋を拵げるときにサット裂けるというようなことがありました。それで軟質にしますとかなり柔らかめになってきますので、5キロぐらいでしたら別に問題はないのですが、10キロ以上入れられるとちょっと伸びていくというような感触でちょっと皆さんまだ不慣れなところがあるかと思いますが、ですからしばらく使っていて、使用等について持ち方とかを考えていかれるだろうとこのように解釈しております。

す。

喜多委員　　そうしますと広報等でその辺のところを載せていただきたいと思います
ますが、いかがでしょうか。

環境対策
課長　　今後広報紙等で啓発してまいりたいと思います。

委員長　　その他についてもこれをもって終了いたします。
以上、本日の審査案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長に
ご一任いただきたいがご異議ございませんか。

（ 異議ないとき ）

委員長　　ありがとうございます。
それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けします。

助 役　　（ 助役あいさつ ）

委員長　　これをもって閉会いたします。（午前10時34分）